

医企第 2011 号  
令和 8 年 1 月 15 日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 様

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長  
(公 印 省 略)

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31  
条の解釈について（その3）（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

標記のことについて、令和7年12月26日付け医政発1226第12号で、厚生労働省医政局長から通知がありました。

つきましては、別添の通知について、貴市所管医療機関に周知くださいますようお願いします。

なお、裏面に記載の関係団体には別途依頼済みであることを申し添えます。

問合せ先  
法人指導グループ 東浦  
電話 (045) 210-1111 内線 4871

## 通知団体一覧

公益社団法人神奈川県医師会  
公益社団法人神奈川県歯科医師会  
公益社団法人神奈川県病院協会  
一般社団法人神奈川県精神科病院協会  
公益社団法人神奈川県看護協会  
公益社団法人神奈川県助産師会